



令和元年 6月24日 (月)
(2019年)

No. 14956 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆判例評釈 コミスケ3事件(技術的制限手段

侵害刑事事件) 高裁判決および地裁判決 [上] (1)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …………… (8)

判例評釈 コミスケ3事件(技術的制限手段 侵害刑事事件) 高裁判決および地裁判決 [上]

大阪高判平29・12・8高裁判例集70巻3号7頁(裁判所ウェブサイト) = 高裁判決¹
原審: 京都地判平28・3・24第一法規『判例体系』判例DB (No.28241167) = 地裁判決²

久留米大学法学部教授

帖佐 隆

第一、はじめに

不正競争防止法においては、平成11年法改正³において、技術的制限手段の保護規定が追加され、それ以降、同法にて技術的制限手段の保護が図られているところである。

加えて、この技術的制限手段の保護を強化すべく、

平成23年法改正⁴において、保護の要件が緩和され、それとともに、ここで刑事罰がはじめて追加されている。

今回取り扱う事件は、平成25年にその実行行為が行われており、当該法改正施行後ほどなく刑事罰が適用された刑事事件である。技術的制限手段につ



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテックイノベーション株式会社

お問合せ先 IP事業本部 西田 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980
E-mail ttdc-ip@ml.toyota-td.jp

いての刑事事件としては、おそらく判決文が公表された最初の事件であろう。そして、本稿脱稿時点で、該分野の刑事事件では判決文が公表された唯一の事件であると思われる。

とはいえ、その判決内容には重大な問題もあるように思われる。よって、本件を先例として今後の参考にすることが果たして妥当であるのか、大いに検討の余地があると思われる。

以下、本事件についてみていくこととしたい。

なお、技術的制限手段については、不正競争防止法の平成30年改正によってさらに保護が拡充されている⁵。しかし、この改正では、本判決の争点・論点部分については文言が変更されていないため、本判決に射程があるとすれば、それは改正後も残ることとなる。

第二、当該事件と裁判内容について

1. 事案の概要

Y1 (A社の代表取締役) 及びY2 (A社の従業者でプログラムソフト販売責任者) は、Y3 (A社の従業者でプログラマー、一審では判決を受けたがその後死亡により公訴棄却) と共謀して、H社がdmm b形式ファイルにより電子書籍の影像を配信するにあたり、営業上用いている電磁的方法により上記影像の視聴及び記録を制限する手段であって、視聴等機器が、H社が提供する影像表示・閲覧ソフト「H電子書籍ビューア」(本件ビューア) による特定の変換を必要とするように上記影像を変換して送信する方式(本件技術的制限手段) により、ライセンスの発行を受けた特定の上記機器にインストールされた本件ビューア以外では視聴ができないように上記影像の視聴及び記録が制限されているのに、A社の業務に関し、不正の利益を得る目的で、法定の除外事由なしに、平成25年9月10日頃及び同年11月23日頃、本件ビューアに組み込まれている影像等の記録・保存を行うことを防止する機能を無効化する方法で、上記機器にインストールされた本件ビューア以外にも上記影像の視聴を可能とする機能を有する本件プログラム「コミスケ3」を、上記用途に供するため、2名の者にそれぞれ電気通信回線を通じてダウンロードさせて提供したとする事件である。

H社が配信する本件電子書籍を視聴するには、書籍本体が記録されたdmm b形式ファイルと、その内容を表示させるためのビューアが必要となる。dmm b形式ファイルは暗号化されており、専用のビューア以外では暗号化の解除はできない。

H社の本件ビューアにはQガード⁶と呼ばれるDRM技術が組み込まれている。ビューアは、Qガードなくしてビューア単体では起動しないようになっており、Qガードがない状態では、ライセンス発行も受けることができず、コンテンツの視聴もできない。

Qガードは、①プリントスクリーン防止機構、②ブラックリストによるコピーソフト検知機構、③API⁷制御によるキャプチャ⁸防止機構の3つである。このうち③は、キャプチャソフトが、Windowsの提供しているソフトにより指定画面の表示データをコピーするのを阻止し、キャプチャソフトの持つコピー機能を無効化するものである。

一方、問題となったA社による本件プログラム「コミスケ3」は、Y3がその開発責任者であり、Y1が開発・販売全般に関して指示し、Y2がマーケティング・カスタマーサポートのチームリーダーとして、その販売に携わったものである。

このコミスケ3の前身としてA社で開発されたコミスケ(コミスケ1) 及びコミスケ2は、コミスケ3同様、H社の電子書籍の内容をキャプチャできるものであった。

ところが、Qガードが、コミスケ1及びコミスケ2のキャプチャの手法に対策を施したため、簡単にはキャプチャできないようになった。

これに対し、このコミスケ3は、Qガードが、キャプチャ防止を実現しているところ、キャプチャ防止の無効化を行ってキャプチャを可能とするものである。

本件プログラム「コミスケ3」には、電子書籍の暗号化・復号化に対して指令を与えるようなプログラムは含まれておらず、コミスケ3は、その暗号化・復号化自体には関わっていない。

2. 争点

(1) 検察官の主張

「H社が配信する電子書籍のうちdmm b形